

○東京都板橋区選挙管理委員会傍聴人規則

平成16年3月2日東京都板橋区選挙管理委員会規則第1号

東京都板橋区選挙管理委員会傍聴人規則

**第1条** 板橋区選挙管理委員会の議事を傍聴しようとする者は、委員会に住所氏名を記入し申請する。

**第2条** 傍聴人多数でその席に入ることができない場合は、傍聴をことわることがある。

**第3条** 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酒気を帯びた者
- (3) 異様の服装をした者

**第4条** 傍聴人は、下記の事項を守らなければならない。

- (1) 傘、杖の類を携帯してはならない。ただし、委員長が、特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 委員会における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (4) 写真等の撮影は、委員長の許可を得なければならない。
- (5) 録音器、携帯電話等は、持ち込んではならない。
- (6) 傍聴人は、静粛を守り、私語その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

**第5条** 委員長は、この規則に違背した者に退場を命ずることができる。

**第6条** 委員長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速やかに退場しなければならない。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。